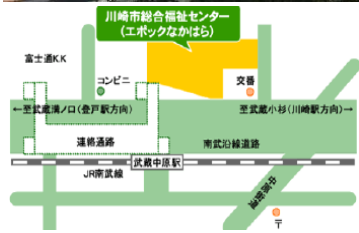




川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター 成年後見支援センター 雨宮課長に伺いました

「成年後見支援センター」をご存じですか？



成年後見支援センターがある川崎市総合福祉センター（エボクナカ）

昨年12月号の紙面で「成年後見制度」についての取材記事を掲載しましたが、潜在的な需要に対して、この制度の十分な利用、そして啓蒙がされているとは言えない状況を知ることが出来ました。今回は川崎市社会福祉協議会内に昨年7月に開設された「成年後見支援センター」の雨宮課長にお話を伺いました。

Q: さて、まずは「成年後見支援センター」開設のいきさつについてお聞かせください。

雨宮: 「成年後見制度」は2000年に「介護保険制度」と同時にスタートしました。この二つの制度は認知症や障害のある方、高齢者等、日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うためのいわば両輪です。しかし「介護保険制度」に比べて「成年後見制度」は十分に利用されているとは言えません。日本全国における2020年12月末時点の利用者約23万2千人(最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より)。そういった背景の中、国が制度の利用促進を図るための基本計画を作り、それに基づいて各市町村が実現に向けて色々な具体的方策を行うために2016年に「成年後見制度利用促進法」が成立、この意図に沿って設置されたのが川崎市ではこの「成年後見支援センター」で、社会福祉協議会が川崎市の委託を受け運営をしています。

Q: なるほど…、様々な問題を抱えながらも成熟してきた「介護保険制度」とあわせ「成年後見制度」の普及・利用促進は「国家的」な課題ということですね。さて「成年後見支援センター」の具体的な取り組みとは？

雨宮: 基本は「成年後見制度」そのものを必要な方(市民の皆様・必要とされる方のご家族・支援をされる方々)に知って頂く・そして利用の仕方を啓蒙する、更に必要な方を掘り起こす事になると思います。そんな中で具体的な取り組みは、まず①**広報機能**です。制度そのものの普及や啓蒙のために「パンフレットの作成」「市民向けの普及・啓蒙～シブシブ」や研修の開催。更に「支援関係者への啓蒙」「成年後見制度に関する出張講座」→各区のあんしんセンターが制度に関する出張講座等も行っています。

Q: まずは「成年後見制度」そのものをしっかりPR・モーションしていこう、ということですね。

雨宮: その通りです。そして重要なのが②**相談機能**です。「市民向け相談」や専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)による「成年後見制度専門相談」を定期的実施しています。更に実際に活動している支援チーム向けに「申立支援」、更にチームへ専門職が助言を行う「専門職派遣」等も行います。

Q: 「成年後見制度」の必要な方にしっかりと理解をして頂く施策になりますね。

雨宮: そして③**成年後見制度利用促進機能**です。これは申立書の書き方支援や支援関係者に向けての書き方講座等の実施です。そして最後が④**後見人支援機能**です、主に親族後見人や市民後見人になられている方からの相談の受付、支援になります。

Q: さて、昨年の7月に「成年後見支援センター」を立ち上げられ半年が経ちましたが、市民からの相談はどのようなものが多いのでしょうか？

雨宮: 開設以来、約450件の相談を受け付けています。相談内容は「家族(親族)でも成年後見人になれるのか?」「成年後見を誰に頼んだらいいのか?」等制度そのものに関する相談から「認知症になった親が悪徳商法にひっかかった」「金融機関からお金がおろせなくなった」と、身の周りで起きた具体的な事象の対処に関する相談まで様々です。「成年後見支援センター」で完結する場合がありますし、更に他の支援機関を紹介するケースもあります。お困りの時、専門家に相談する前、入り口として利用していただければと思います。

Q: 私たち介護施設運営においてもご入居や普段のサービスに当たっては身寄りのない方やご家族が遠方に居られる方などでも「成年後見人」の方がいらっしゃる場合はスムーズに開始出来るケースが多いです。是非多くの方に利用をして頂きたい制度です。

雨宮: この制度は利用する本人が自発的に利用を申し立てる事がなかなか困難です、そのためにも多くのご家族・市民の皆様、さらに高齢者や障害のある方を支える支援関係者等に制度自体を知って頂くことが利用促進の鍵と考えています。<敬称略>

■成年後見制度の相談について

<お住まいの区のアんしんセンターにご相談下さい>

- 川崎区あんしんセンター
川崎区富士見1-6-3 福祉バルかわさき内 044-245-1144
- 幸区あんしんセンター
幸区戸手本町1-11-5 福祉バルさいわい内 044-556-5082
- 中原区あんしんセンター
中原区今井上町1-34 福祉バルなかはら内 044-722-6122
- 高津区あんしんセンター
高津区溝口1-6-10 福祉バルたかつ内 044-812-5833
- 宮前区あんしんセンター
宮前区宮崎2-6-10 福祉バルみやまえ内 044-856-5788
- 多摩区あんしんセンター
多摩区登戸1891 福祉バルたま内 044-933-2411
- 麻生区あんしんセンター
麻生区万福寺1-2-2 福祉バルあさお内 044-952-5711

このようなお困りごとに、成年後見制度が活用できます。

認知症の母の銀行手続きに長男が行ったが、本人でないし出金や定期預金の解約の手続きができないと言われた。



成年後見人が法的な代理人として、銀行の手続きを行うことができました。

悪徳業者から電話があり、高額な物の購入を強引に勧められ、よく理解できないのに契約しそうになってしまった。



誤って契約をしてしまった場合でも、成年後見制度の保佐人が、契約を取り消すことができます。

今は元気だが、自分が認知症になったときなど、将来、手続きやお金の管理が不安だ。



親族に任意後見人をお願いできることになり、認知症などで理解が出来なくなった際に法的な代理人として対応してもらうことになりました。親族等に任意後見人になってくれる人がいない場合は、法律や福祉の専門家等の第三者にお願いすることもできます。



■成年後見制度は・・・

認知症や知的障害・精神障害などによりご自分で判断ができない場合、家庭裁判所で選任された成年後見人・保佐人・補助人が、ご本人の代わりに契約行為や財産管理などを行い、本人の権利を守ります。また、判断ができるうちに任意後見契約を行うことにより、予め後見人を決めておくこともできます。

成年後見制度専門相談

川崎市成年後見支援センターにて開催

■成年後見制度に関すること全般について、実務を行っている専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士)が無料で相談をお受けします

■無料/予約制

弁護士<第1水曜午後>
社会福祉士<第2水曜午後>
司法書士<第3水曜午後>

◎事前にお問い合わせ下さい

ご予約・お問い合わせ
川崎市成年後見支援センター
(川崎市社会福祉協議会
川崎市あんしんセンター内)

月～金<8:30～17:00 祝日・年末年始除く>

TEL:044-712-8071

Mail:kouken@csw-kawasaki.or.jp



川崎市幸区のグループホーム「第2バナナ園」より

快調!!十世三宅藤九郎先生のオンライン狂言教室

川崎市幸区のグループホーム「第2バナナ園」では昨年9月よりオンラインによる「狂言教室」を「川崎大師バナナ園」と一緒に実施しています。「狂言教室」とは10年以上の歴史を持つバナナ園グループの名物イベントで、狂言の和泉流宗家、和泉元彌さんの姉であるプロの女性狂言師、十世三宅藤九郎さんをグループホームにお招きし入居者様の他、ご家族、地域住民の方々も施設にご招待、皆で日本の伝統文化、狂言に触れながらお稽古を楽しむものです。コロナ禍の影響で中断していたものをリモート会議用アプリ「ZOOM」を活用し、パソコンに映し出される画面をそのまま施設の大型テレビに出かし、入居者様のみを対象とし「オンライン狂言教室」として昨年復活開催したのです。1月は3回目になりますが、ZOOMでの接続の準備を念入りに行い、ご入居の皆様にはモニターとなるテレビの前に椅子を配置し「さあ、狂言教室がはじまりますよ!皆様席についてお待ちくださいね。」とお声掛け。ここだけの内緒の話ですがテレビの横にはかべ(かぶつへい)が大きく貼られています(笑)。「“狂言教室”って先生がテレビに出てきて、教えて下さった“あれ”かな?」「確か、一緒に声を出したよね?楽しかったよ。」などと口にしながらか席に着かれました。これまで2回(9月11月)のお稽古を忘れてしまったのではないかと心配していましたが大丈夫そうです。席に着いたら皆様姿勢を正してテレビに向かっていらっしゃいます。いつもより口数が少なくよそ行きの感じ。そして、いよいよ藤九郎先生がテレビに登場。まずはご挨拶から始まり、皆様きちんと手を添えて「よろしくお願いたします」とご挨拶、お辞儀の形も結構さまになっていました。そして、まずは前回のおさらいから「あんの山からこんの山へ〜」始めはおそろおそろの声出しでしたがだんだんと体も前にでて真剣に大きな声が出てきました。今回取り扱う狂言の謡(うたい)は「うさぎ」。狂言独特の擬音語や言葉も楽しめる謡です。先生のお手本に続いて皆様も実際に声を出すのですが、謡の文句の面白さについて笑ってしまう方もいらっしゃいます。やはり謡の響きの面白さも狂言の醍醐味の一つですね。先生にはバババですが“かべ”のおかげで自身満々でお稽古に取り組みました。お稽古の途中「〇〇さん、お誕生日おめでとうございます!」と先生にお名前を呼ばれ、〇〇様も嬉しいサプライズ、これも双方のイベントならではのものです。伝統芸能に触れる事だけでなく正しい姿勢で大きな声を出すことでコロナ禍のストレスも発散することが出来ました。



三宅藤九郎さんが和泉流宗家の舞台から「ZOOM」を利用しお稽古を配信、タブレット写真左の下で受信したものをテレビで出力。本来狂言のお稽古は「口伝」で行いますが、先生も様々な小道具をご用意頂き、普段のお稽古とは違った工夫をされました。

テレビのスピーカーからの先生の大きな声に最初はびっくりされた様子でしたが慣れると皆真剣なまなざし、手拍子、大きな声が響きました。



川崎市中原区のグループホーム「バナナ園武蔵小杉」より

ピアノと食事で楽しむクリスマス・イヴ

皆さん今年のクリスマス・イヴはどのように過ごされましたか? 恋人と過ごされた方も多いのでは? 日本では宗教的な意味を持たないため年末のイベントとして様々な過ごし方がされます、一方欧米のクリスマス・イヴは「家族で過ごす日」というのが一般的なようで、帰省する人も多くなり、丁度日本のお正月のような位置づけかもしれません。ところで日本ではクリスマス・イヴを「12月25日(クリスマス)の前夜」と思っている方も多いのでは? 「クリスマス・イヴ」の「イヴ(eve)」は実は「イブニング(evening)夜・晩」の略で「クリスマスの晩」と言う意味なのです。これはキリスト教の「教会暦」に由来するもので、日没をもって日付の変わり目とするからなんだそう。ですからクリスマスとは24日の日没から25日の日没までということになるのです。さて、こちらは本当にクリスマスの前日、12月24日のランチタイム、川崎市中原区のグループホーム「バナナ園武蔵小杉」では、スタッフ皆で準備をすすめ「クリスマス・パーティ」を催すことになりました。本来であれば欧米のクリスマス・イヴのようにご家族を招待し、施設で一家団欒を過ごしていただくのですが、このコロナ禍の中はそれも叶いません。特別なランチとささやかなイベントをご用意いたしました。この日のメニューは「特製ビーフシュー」クリスマス定番の「ホワイトチキン」そしてデザートには「ショートケーキ」をご用意。施設の入居者様には少し多いかな?と心配もしましたが、そんな心配をよそに皆さま器用にホワイトチキンを召し上がられ、「ビーフシュー」もほとんどの方が完食。食後のデザート「ショートケーキ」も勿論全員が完食!そして食後は、自宅で「ピアノ教室」を開いているという、ピアノの先生でもあるスタッフのMさんによる「ミニクリスマスコンサート」を開催! 「ジングルベル」「赤鼻のトナリ」「ホワイトクリスマス」「もろびとこぞりて」等のクリスマス・ソングの定番曲から～「恋人たちのクリスマス」「クリスマス・イヴ」まで、10曲以上を披露して頂きました。弾き手の巧みによりピアノの音色は無限に変わります、Mさんの弾くピアノのふくよかな音色に入居者様、そしてスタッフもうっとり。ここ2年程のコロナ禍もあり、ボランティアさん等の演奏会もなく、久しぶりに生音の演奏に皆様も感激のご様子。クリスマス・ソングを聴き遠い昔の「家族で楽しんだクリスマス・パーティー」を想いだされる方もおられました、コロナの中Mさんの演奏がささやかなプレゼントになりました。なかなか先の見えない状況ですが今年こそはご家族と共に過ごせるクリスマスが来ることを祈りましょう。



2年続きの淋しいクリスマス・イヴですがピアノ演奏がささやかなプレゼントになりました。



バナナ園グループで働きステップ・アップをしませんか? 介護スタッフ募集中

★介護はアイトイア～未経験だからこそそのアイトイが必要です!

■募集要項

★職種:ケア・スタッフ<①正社員/②非常勤職員>★無資格・未経験からスタート/年齢不問

★給与:① 月給:224,781円～<18歳資格なし夜勤6日含む>

② 時給 1,040円<無資格>～1,190円<介護福祉士>

※夜勤1回 18,000～20,000円<介護福祉士>①②処遇改善加算交付金含

★時間:9:00～17:00 17:00～翌9:00

★待遇:社保・有休・交通費規定内支給:月額50,000円迄

★勤務場所:当社各施設10箇所の中から通勤し易い場所を選べます。

●問合せ:(株)アイ・ディ・エス 採用担当まで

☎044-455-6117

2022年3月新卒社員募集中

会社説明会随時開催中

エントリーはこちらから→



マイナビ2021



バナナ園グループ

【グループホーム】

- 川崎大師バナナ園 ☎044-280-2386 ●第2バナナ園 ☎044-587-1773
- バナナ園武蔵小杉 ☎044-863-7101 ●バナナ園ほりうち家 ☎044-722-5361
- のんびりーす等々力 ☎044-750-9203 ●のんびりーす ☎044-422-2295
- バナナ園生田ヒルズ ☎044-911-1599 ●バナナ園生田の社 ☎044-789-5691/5692
- バナナ園生田の泉 ☎044-789-5693 ●バナナ園横浜山手 ☎045-264-9634



グループホーム空室情報

空室情報、入居に関するお問い合わせは右記の各施設もしくは総合案内

044-455-6119



月刊 MONTHLY BANANA NEWS (毎月1日発行)

通算第206号 編集:株式会社アイ・ディ・エス

川崎市中原区新丸子町734-2 ☎044-455-6119

<HP> <http://www.bananaen.com/>